



は じ め に

平成3年2月、建設省において「建設産業における生産システム合理化指針」が策定され、総合工事業者と専門工事業者の間に合理的な分業関係を確立し、効率的な建設生産システムを形成していくため、両者の役割と責任及びこれに対応した建設生産システムの在り方が示されるとともに、同指針の内容を具体化するための基準・ルールづくり等を推進するため、総合工事業者と専門工事業者が対等な立場に立って協議する場を設ける必要性が指摘されています。

これを受け、平成3年8月に建設業者団体の自主的協議機関として、総合工事業者及び専門工事業者からなる「建設生産システム合理化推進協議会」が発足し、平成3年度においては、建設業における4週6休制の推進に関する申合せを行い、鋭意、労働時間短縮の推進に努めているところです。

平成4年度においては、協議会の検討テーマの一つとして、「契約締結の適正化」の問題を取り上げ、その推進方策について検討を行い、総合工事業者と専門工事業者との間における契約締結に至るまでの適正な手順等について、指針として申合せを行いました。

本冊子は、この契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針及びその関係資料を掲載したものであり、建設生産システムの合理化に向け、本申合せの周知・徹底が図られることを切望するものです。

平成5年3月

建設生産システム合理化推進協議会
(事務局:財団法人建設業振興基金)